

令和7年度 京都市立北白川小学校 「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

① 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるものである。それだけではなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。

本方針は、児童の尊厳を保持することを目的とし、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進のための基本的な方向、取組内容を示すものである。

② 基本理念

いじめは、全ての児童に関わる問題である。この基本方針に基づき対策を進めることにより、学校の内外におけるいじめをなくし、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようすることを目指している。

そのため、いじめの防止に関する多面的な対策を通して、「いじめは、いじめられたものの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。」という認識を児童の中に育て、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置するがないような取組を進めていく。

さらに、いじめを受けた児童の生命・心身をあらゆる場面で保護することが重要であるとの見地から、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者との連携の下、いじめの問題に対応していくことも目指している。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための「いじめ対策委員会」の設置

① 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部・養護教諭
その他必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

② 役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

③ 開催時期

定例委員会を毎月1回設定する。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

④ 児童・保護者への周知

- ・朝会をはじめ、児童集会や人権集会の機会に、教職員から「人を大切にする姿」「思いやりの心」などについての話をする。
- ・「学年だより」や「学級だより」、「ホームページ」に最近の話題や学年・クラスでの様子など、いじめや生命に係わる内容文を適宜掲載し、学年・学級全体で考えたい問題について共通理解するとともに、家庭で「自分も他者も大切にする」ことについて話題が波及することを目指す。
- ・「非行防止教室」の内容を他学年の児童にも紹介し、学級で話し合う機会とする。

3 学校いじめ防止プログラム

①学校におけるいじめ防止等のための取組

ア. 学習環境の整備

- ・児童の表現物に、指導者からの励ましを朱書きし、掲示するように努める。
- ・仲間と共に前向きに、自主的に活動できるよう、児童が作成した掲示物を大切にする。
- ・「公共」「みんなの」という視点から、日々、教室の掃除をしっかりとしたり、トイレのスリッパを整えたり、学級のボールを大切に扱うなど、みんなで共に過ごす場であることを共通理解し、取組を積み重ねていく。

イ. 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業実践を行い、全ての児童がわかる喜びと、学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習における規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に取り組める環境づくりを行う。
- ・書くことや発表すること、交流や話し合いを大切にし、言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ. 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳及び教育活動全般を通して道徳教育の推進を図る。自分で考え、判断することや、自分自身や友だちのよさに気付くことの大切さ、相手の立場に立つ思いやりの心、積極的に物事に取り組む姿勢などの人格形成の充実を図る。
- ・人権に関わる集会活動や啓発活動などを通し、学校全体で共有する人権意識を育てる。
- ・人権に関して児童が書き表したもの在校内で掲示することで、児童の人権意識を育むと共に、保護者や地域の方々にも見ていただく機会にする。
- ・人権をテーマにした授業参観・懇談会を実施し、児童とともに、保護者の人権意識を高める取組を行う。

エ. 児童が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、自分と人権との関わりについて考える学習を設定し、互いに交流する活動を通して、人権についての考えを広げる。
- ・「たてわりグループ活動」により異年齢集団の交流を進め、互いに学び合ったり、助け合ったりする中で、望ましい人間関係の育成を図る。

オ. 児童生徒同士の絆づくり

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して、他者と協力し励まし合う中で、よりよい人間関係を育てる。
- ・学校行事等や学年学級での取組みにおいて、全員が1つのことに取り組む体験を通して、共感し合う心を育てる。

②いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア. 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関する情報については、些細なことや疑いも含め、「生徒指導部会（いじめ対策委員会）」で情報を共有する。
- ・共有された情報は、生徒指導部や学年主任を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ. 児童生徒に対する定期的な調査、結果の検証及び組織的な対処

I. アンケートの実施

- ・いじめに関する記名式アンケートを6月に実施する。状況に応じて聞き取りや話し合いなどを行い、詳しい実態の把握や指導を行う。
- ・いじめに関する記名式アンケートを11月に実施する。児童の状況把握に努め、改善に努める。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、学校生活に対する児童の思いを調べる項目を入れ、学校全体の状況や児童の意識を調べ、把握する。

II. 教育相談の実施

- ・児童や保護者からの相談に迅速に対応し、詳しい情報収集を行うとともに、丁寧な保護者への説明に心がけ、多面的な働きかけを通して、児童が安心して学校生活を送れる体制作りに努力する。
- ・相談への対応の中で、家庭や地域・関係機関との連携を通して、複数の目や、いろいろな視点から児童の観察・実態把握・問題解決の取組が行えるようにする。

III. その他

- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」の実施を毎年継続的に行い、全校児童がそれらのもつ危険性について認識できるようにする。
- ・インターネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

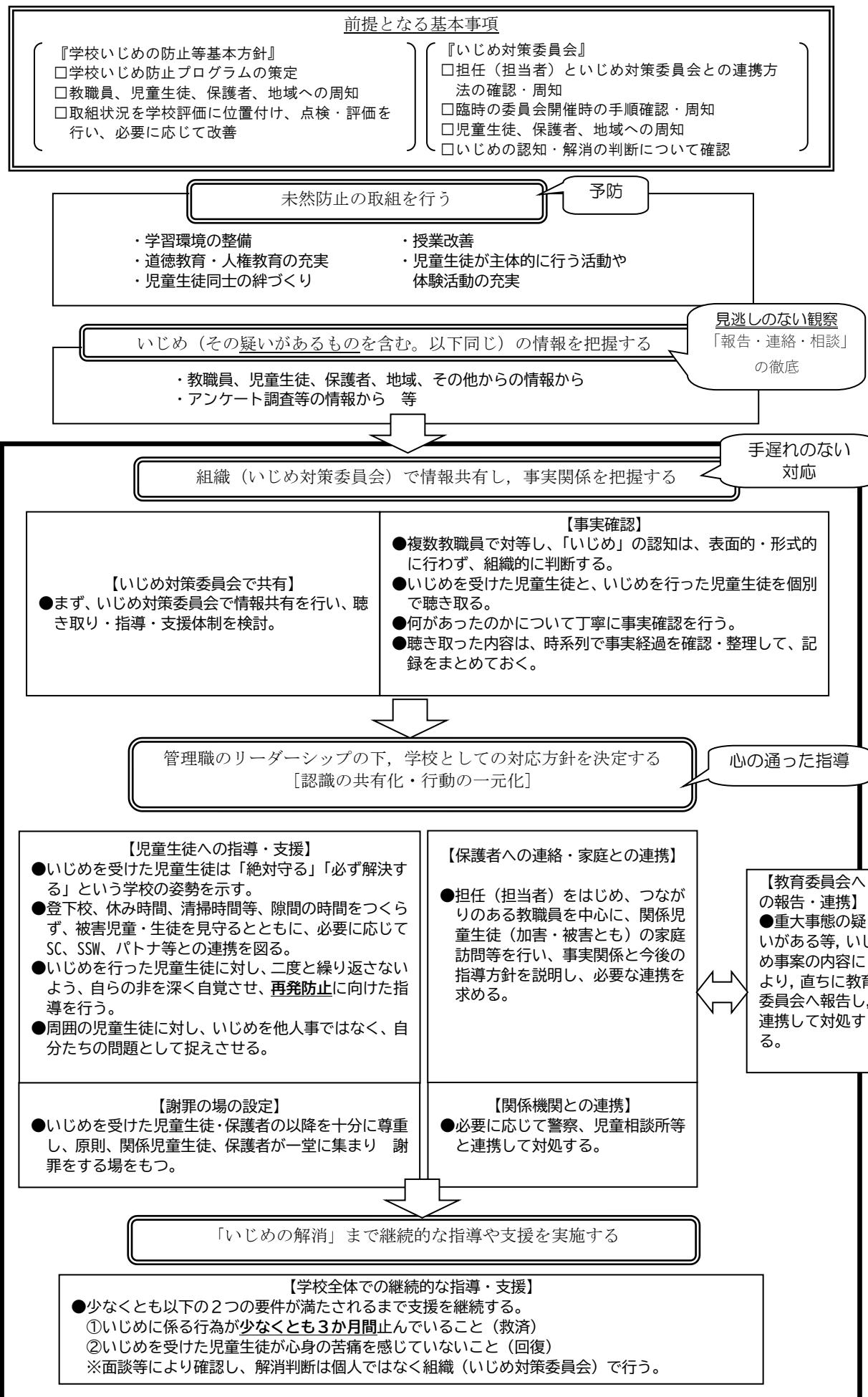
③いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

I 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに生徒指導主任を中心に情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

- ・「生徒指導主任」を中心に「報告・連絡・相談」を密にし、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。
- ・必要に応じて学年・学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

④いじめ事案に対する組織的な対応の流れ



⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動を理解する。
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修をする。
- ・家庭教育学級を活用しての地域へ啓発する。

⑥ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

◇少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること (救済)
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (回復)
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織で行う。

⑦ 教職員の資質向上 (校内研修)

ア 基本的な考え方

◇「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

◇年間4回実施する生徒指導研修会時に実施する。

<内容>

- ・北白川小学校いじめの防止等基本方針の徹底
- ・教職員のいじめに対する意識向上
- ・事例を基にした実践研修
- ・アンケート結果を基にした研修
- ・その他、実情に応じて研修内容を設定する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・日常の教育活動において、連絡帳や電話連絡、家庭訪問、学年・学級などを通じて、状況や内容に応じて家庭と連絡を取り合い、児童に対して連携した働きかけができるようにする。
- ・学校運営協議会や学校評価アンケート、地域の方々との様々な行事や交流などを通じて、保護者・地域・学校で児童たちを見守り、育てていく意識を共有できるようにする。
- ・北白川小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「北白川小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるよう、学校のホームページに掲載する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

5 重大事態への対処

① 基本的な考え方

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告する。
- ・事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

② 重大事態が発覚したときの対応

○京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。

<重大事態として取り扱う案件>

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や 教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめの防止等 基本方針」の共通理解 人権研修・生徒指導研修	道徳の時間 朝会 1年生を迎える会		参観・学級懇談会 家庭訪問 6年生修学旅行説明会 5年生花背の家説明会
5	いじめ対策委員会② 学校全体で見守りたい児童についての交流	道徳の時間 人権学習①（憲法月間） 5年花背山の家 修学旅行		家庭訪問
6	いじめ対策委員会③	道徳の時間 人権学習②	第1回いじめに関する アンケートの実施（記名式）	参観・引き渡し訓練
7	いじめ対策委員会④ いじめアンケートの調査結果の 情報共有 年間の取組の見直し①	道徳の時間 人権学習③	教育相談週間 第1回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会
8	いじめ対策委員会⑤ 「いじめ」に特化した研修会①			
9	いじめ対策委員会⑥	道徳の時間 人権学習④（心の学習）		家庭地域教育学級 人権学習の保護者参画型参観
10	いじめ対策委員会⑦ 学校関係者評価 年間の取組の見直し② 人権研修・生徒指導研修	道徳の時間 人権学習⑤ 北白川スポーツの日		

11	いじめ対策委員会⑧	道徳の時間 人権学習⑥ 学習発表会 就学時健康診断	第2回いじめに関するアンケートの実施（記名式）	
12	いじめ対策委員会⑨ いじめアンケートの調査結果の情報共有	道徳の時間 人権学習⑦ 人権集会 大文字ラリー	教育相談週間 第2回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会
1	いじめ対策委員会⑩	道徳の時間 人権学習⑧ ケータイ教室（6年）		
2	いじめ対策委員会⑪ 学校いじめ防止プログラムの見直し	道徳の時間 人権学習⑨		新1年入学説明会
3	いじめ対策委員会⑫ 人権研修・生徒指導研修 年間の取組の見直し③ 学校関係者評価	道徳の時間 感謝の集い 6年生を送る会		参観・学級懇談会 感謝の集い
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「年間の取組の見直し」（P D C Aサイクルの期間） ・ 「いじめに関するアンケート」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」 ・ 「校内研修」 ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組） ・ 「個別面談」「教育相談」 				